

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
図書館車	<p>図書館法第2条に規定する地方公共団体、日本赤十字社又は民法第34条の規定により設立された公益法人が設置する図書館において、図書館法第3条第5号の自動車文庫を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <p>1 図書を搭載するための専用の書棚を有すること。</p> <p>2 1の書棚は、図書が走行中の振動等により移動等することがないように構造であること。</p> <p>3 図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための机、椅子を有すること。</p> <p>ただし、1の書棚が大部分を占めていることにより、図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための机、椅子を設けることができない場合にあつては、この限りでない。</p> <p>4 図書を閲覧又は図書館事務を行う場所には、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>5 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、利用者が車室外からのみ利用する図書貸出し形態の構造のものにあつては、この限りでない。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（この規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。</p> <p>イ 乗降口から1及び3の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（当該通路に係る1及び3の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上あること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>6 物品積載設備を有していないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積載する図書は、車両重量に含むものとする。 ・3の椅子は、乗車定員を算定しないものとする。 ・当該自動車の使用者が、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された公益法人であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。 <p>ただし、地方公共団体、日本赤十字社である場合には不要とする。</p>